

令和 7 年 3 月 2 1 日

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の運用に係る特例措置について

国は、令和 6 年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務等給与実態調査に基づき、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

また、国では、技能労働者への適切な賃金水準が確保されるよう、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事又は設計委託等のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計委託等については新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ受注者が請求できるよう特例措置を定めており、各自治体に対しても適切に対応するよう要請しています。

北区においては、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者等への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

第1 措置の概要

第2に定める工事の受注者は、工事請負契約書第23条の規定により、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の1に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の受注者は、委託契約書第24条の規定により、「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、区に対し請求することができる。

第2 具体的な取扱い

- 1 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された金額

k ：当初契約の落札率

- 2 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）を準用する。
- 3 令和7年2月28日以前に契約を締結した設計等委託本措置の対象外とする。

第3 請求期限

第2の1による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が令和7年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（東京都北区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する東京都北区の休日を除く。）までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。